

旅館業(下宿営業)の構造・設備基準

(R6.4.1 現在)

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
施設全般	1	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	政令第1条第3項第1号	
	2	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	政令第1条第3項第2号	
	3	適当な規模の洗面設備を有すること。	政令第1条第3項第3号	
	4	適当な数の便所を有すること。	政令第1条第3項第4号	
	5	客室に自然光が入る窓が設けられていること。	要綱第12条第1号	
	6	気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号ウ	
	7	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号エ	
	8	オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。	条例第10条第2号キ	
	9	貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。	条例第10条第2号ク	
	10	露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。	条例第10条第3号	
	11	洗面設備には、飲料水を供給すること。	条例第10条第4号	
	12	洗面設備に供給する飲料水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合するほか遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること。	要綱第12条第2号	
	13	気泡発生装置等の空気の取入口から土ほこりや浴槽水が入らないようにすること。	条例第10条第6号イ	
	14	客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。	条例第10条第9号	
	15	ガス設備の使用法等を、ガス設備又はその周辺に表示すること。	要綱第12条第3号	
	16	客室、便所、その他宿泊の用に供する部分は住居部分と明確に区画された構造であること。	要綱第13条	
客室	17	客室の床面積は4.95㎡以上であること。	条例第6条第2項	
	18	出入口は、中央管理方式の自動施錠装置が設けられていないなど宿泊者が自由に開閉できる構造であること。	条例第6条第1項 (第2条第3号ア準用)	
	19	出入口又はその周辺の見やすい場所に、その客室の番号又は客室名が表示されていること。	条例第6条第1項 (第2条第3号イ準用)	
	20	外部から客室内を見通すことができる設備が設けられていないこと。	条例第6条第1項 (第2条第3号ウ準用)	
	21	浴室、便所、洗面所、踏込その他これらに類する部分を除いた部分の床面積は、その客室の定員に2.47㎡乗じて得た面積以上であること。	条例第6条第1項 (第2条第3号オ準用)	
浴室	22	入浴者が利用する場所は、清掃に適する構造であること。	要綱第10条第1号	
	23	浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。	要綱第10条第2号	
	24	浴槽に循環配管を設ける場合の構造は、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。 イ 循環した湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。 ウ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。	要綱第10条第3号	
	25	ろ過器を設置する場合にあつては、次に掲げるところによること。 ア 浴槽ごとに設置するよう努めること。 イ 1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。 ウ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。 エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。 オ ろ過方式は、砂式、珪藻土式又はカートリッジ式等の物理ろ過によるものとし、生物浄化装置は設けないこと。	要綱第10条第4号	
	26	水位計を設ける場合にあつては、配管等を要しないセンサー方式とすること。ただし、やむを得ず配管が必要な方式とする場合は、配管内を洗浄・消毒できる構造とすること。	要綱第10条第5号	
	27	調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。	要綱第10条第6号	
	28	入浴用の湯を供給する貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。	要綱第10条第7号	